

議案第 12 号

読谷村こども未来基金条例

(設置)

第 1 条 この条例は、子ども施策を推進することにより、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、心豊かな人として育つことができるまちづくりを行うとともに、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、読谷村こども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、基金の設置目的のための寄附金及び毎会計年度の一般会計予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、子ども施策を推進するために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお、剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第 5 条 村長は、基金の設置目的を達成するため、一般会計予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月2日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實